

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給・事前申請書



【 償還払い ・ 受領委任払い 】 左記に お付けください。

フリガナ 被保険者氏名	被保険者番号																		
	マイナンバー (個人番号)																		
生年月日	年	月	日	負担割合					1割・2割・3割										
着工日時点の 要介護度	要支援(1・2) 要介護(1・2・3・4・5)					認定有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日													
住所	世田谷区 丁目 番 号																		
住宅の所有者 (住所・氏名)	申請者との関係()																		
改修内容・箇所	改修内容に をしてください。 改修内容、改修箇所等の詳細については、別紙、内訳書等のとおりです。 1 手すり取付け(トイレ・浴室・居室・台所・洗面所・玄関・廊下・階段・その他) () 2 段差の解消 () 3 滑り防止等のための床材の変更 () 4 引き戸等への扉の取替え () 5 洋式便器等の便器の取替え () 6 その他付帯工事 ()																		
施工事業者 (所在地・名称・ 電話番号)	〒 ()					着工予定日					年 月 日								
	()					完成予定日					年 月 日								
世田谷区長 あて 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給について事前申請します。 この事前申請に係る区からの通知について、その写しを施工事業者あてにも送付することに同意します。 年 月 日 申請者氏名(本人) _____ (印) 電話番号 ()																			

区記入欄

201804

収 受 印	調 査					決定	備 考		
	理由書	見積書	図面/写真	承諾書	着工日資格		1.確認 2.却下		
	支給 履歴 有・無	申請済改修費計		負担割合	受付者	通知書 送付日	被 保 険 者		
							施 工 事 業 者		

本人	番号	1点	2点		3点	代理権
代理人	番力	番力	証(介・健保・高齢・負担)		キャッシュ・クレカ・通帳 シルバーパス・診察券 図書力()	証・更新通知 登記・委任状 ()
確認者	通力	免許	更新通知・社員証 年金手帳()			
	住記	ケアマネ証				

(裏)

申請する方が本人以外の場合は、必ずご記入ください。

委任状		年 月 日
委任者	住所 氏名	⑨
私は、下記の者を代理人として、介護保険住宅改修費支給・事前申請書を申請する権限を委任します。		
代理人	住所 氏名	

【注意事項】 申請書を提出する方は、必ず下記をご確認ください。

(1) この事前申請書と併せて、次の書類を添付してください。

住宅改修が必要な理由書

工事費の見積書(部材の型番や数量、定価を記載してください。)

図面(工事の予定内容及び生活動線の分かるもの)

着工前のカラー写真(日付入り)

承諾書

改修する住宅の所有者が、申請者(介護保険被保険者)本人以外の場合には、改修に着工する前に、必ず改修に係る承諾書を得てください。

賃貸の場合(アパート・貸家など) → 賃貸人(大家さんなど)の承諾書が必要

(許可書の名義人が本人でない場合、名義人からの承諾書が必要です。)

公営住宅等の場合 → 住宅管理者の許可証などの写しが必要

(許可書の名義人が本人でない場合、名義人からの承諾書が必要です。)

共同所有の場合 → 所有者全員の承諾書が必要

(2) 代金の支払い方法(償還払い・受領委任払い)は、どちらにするのかを事前にご本人様等とご相談の上、申請書に「 」をしてご提出ください。

償 還 払 い・・・工事費用の全額を支払った後、申請により介護給付費を本人等へ支払います。

受領委任払い・・・自己負担分を支払った後、介護給付費を施工事業者へ支払います。

(3) 「被保険者番号」は、介護保険被保険者証に記載されている10桁の番号です。

(4) 「マイナンバー」は、通知カード又はマイナンバーカードに記載されている12桁の番号です。

(5) 「負担割合」は、介護保険負担割合証から転記してください。

(6) 「着工日時点の要介護度」は、介護保険被保険者証を確認し、着工予定日時点のものに「 」をし、認定有効期間を転記してください。

(7) 事前申請は、土・日・祝日を除いた10営業日以上前に申請してください。

(8) 申請書を提出する方が、本人以外の場合は委任状をお書きください。

(9) 改修工事は、事前申請確認通知書が届いてから着工してください。

(10) 入院(所)中に工事を着工され、その後退院(所)できないこととなった場合は住宅改修費の支給を申請することはできません。ご家族等に必ずご説明の上、申請してください。

(11) 工事完了後、すみやかに完了届をご提出ください。工事をしなかった場合は、取り下げ依頼書をご提出ください。取り下げ依頼書は区ホームページよりダウンロードしてください。